

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間及び63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から62年3月まで
② 昭和63年3月

私は、昭和57年2月に結婚し、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、元夫が行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和61年度の国民年金保険料について、保険料を納付していたとする申立人の元夫及びその母親の当該期間の保険料は納付済みである上、元夫及びその母親の納付年月日が全て同一となっていることから、申立人の当該期間の納付書が発行されたにもかかわらず、申立人の元夫が、同居していた申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間②は、1か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする元夫は、申立期間②を除き、国民年金手帳記号番号が払い出された時期を含む昭和53年度以降の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識の高さがうかがわれる上、62年度及び63年度の保険料は、申立期間②を除き現年度納付されていること、及び申立期間②の前後を通じて、生活状況に大きな変化が認められないことから、申立人の元夫が申立期間②の保険料を未納のままにしておくとは考え難い。

一方、申立期間①のうち、昭和57年2月から61年3月までの期間について、申立人は、結婚と同時に国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年4月に払い出されていることが確認でき、払出時期からみて、当該期間

の一部は時効により保険料を納付できない期間となっており、それ以前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市及びB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①のうち、昭和57年2月から61年3月までの保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間及び63年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納となっている。国民年金の加入や保険料の納付は全て親任せであったが、結婚後に国民年金手帳を渡されるまでは、親が家族の分の保険料をまとめて地区の納付組織を通じて納付していたはずであり、申立期間の前後の納付状況をも、3 か月分のみ未納となることは無かったと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父母は、共に昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得し、国民年金保険料の納付が開始された 36 年 4 月以降、国民年金の加入期間についていずれも未納は無く、その納付意識の高さがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿等により、申立人が 20 歳到達により国民年金被保険者資格を取得した昭和 44 年*月*日から、60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失した平成 21 年*月までの国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間及び未加入期間は無の上、申立期間は 3 か月と短期間である。

さらに、申立人は、親から国民年金手帳を渡されたのは結婚した昭和 48 年 5 月以降であったとしているところ、申立人が保管するB県C市発行の国民年金領収証書等記載の住所及び領収日、並びに国民年金手帳（昭和 47 年 4 月 1 日発行）に記載された異動住所及び氏名変更年月日等によ

り、申立人は、結婚した 48 年 5 月以降に、国民年金関係の異動届を行ったものと推認でき、それまでは、転出元の A 市の実家において国民年金手帳を保管していたと考えられ、親が申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年5月から8年8月までの期間は50万円、同年9月は53万円、同年10月から12年9月までの期間は50万円、同年10月から13年7月までの期間は53万円、同年8月から同年9月までの期間及び14年10月から15年3月までの期間は38万円、同年4月から同年8月までの期間は50万円、17年3月から同年5月までの期間は16万円、同年6月から18年6月までの期間は22万円、同年7月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から19年9月1日まで

私は、平成7年5月から19年8月まで、株式会社Aに勤務した。21年9月に「ねんきん定期便」が送付され、保管していた給与支払明細書等と照合したところ、年金記録上の保険料納付額と給与支払明細書等に記載のある保険料控除額が相違していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額に基づく保険料納付額と給与支払明細書等に記載のある保険料控除額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成7年5月から8年8月までの期間は50万円、同年9月は53万円、同年10月から12年9月までの期間は50万円、同年10月から13年7月までの期間は53万円、同年8月から同年9月までの期間及び14年10月から15年3月までの期間は38万円、同年4月から同年8月までの期間は50万円、17年3月から同年5月までの期間は16万円、同年6月から18年6月までの期間は22万円、同年7月は26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年7月までの期間、同年9月、15年9月から16年5月までの期間、同年9月から17年2月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額が、上記の給与明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致しており、18年8月から19年8月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額が給料明細書において事業主が支給した総支給額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成14年8月、16年6月から同年8月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、上記の給与明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、24万円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から13年7月31日まで
株式会社Aに勤務していた際の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、給与明細書において控除されている保険料と比べて一部低くなっているため、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成10年7月1日から11年10月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、18万円となっている。

しかしながら、株式会社Aが保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成10年8月19日付けのB社会保険事務所（当時）による確認印あり）によると、申立人の平成10年10月1日から11年10月1日までの標準報酬月額が24万円と決定されているほか、同社が作成している社会保険加入者台帳においても、申立人の当該期間の標準報酬月額は24万円と記録されていることが確認できる上、申立人が所持する当該期間の給与明細書の一部（平成10年11月分から11年8月分まで）によると、申立人の給与からは24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法においては、7月1日から8月1日までの間に被保険者資格を取得した者は、取得した年の算定基礎届の提出は不要であり、定額決定は行われなかったとされているところ、申立人は、平成10年7月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得

しているため、本来であれば、申立人に係る定時決定は行われなかったこととなるが、上記決定通知書によると、申立人の報酬月額については、同年7月に支給された報酬月額（24万5,485円）が記載されていることから、当該事業所では申立人に係る算定基礎届に当該報酬額を記載し届け出たものと考えられる上、申立人以外にも定時決定が不要であるにもかかわらず、申立人と同様に当該決定通知書に報酬月額及び決定後の標準報酬月額が記載されている者が複数認められる。

一方、社会保険事務所は、上記決定通知書の記載内容を十分確認し、申立人及び申立人以外の定時決定が不要となる者について、算定基礎届の提出が不要であることを事業所に対し連絡すべきであったと考えられるところ、年金事務所では、「当時は算定基礎届の審査の際に、提出不要者が判明した場合は事業所に伝えていたが、仮に提出不要者分も受理していれば、記録の入力の際に提出不要であることが判明するため、事業所に報酬訂正等について伝えていた。しかし、当該事業所の被保険者数は相当数おり、審査の際に、提出不要者であることに気が付かなかったことも考えられるほか、仮に提出不要者分も受理し、入力の際に提出不要であることが判明したとしても、その後の事業所に対する連絡が不十分だったのかもしれない。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る記録管理において社会保険事務所の事務的過誤があったものと考えられ、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、24万円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成10年7月1日から同年10月1日までの期間、12年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年10月1日から13年7月31日までの期間については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致するとともに、申立期間のうち、11年10月1日から12年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年10月1日までの期間については、申立人の当該期間に係る保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年7月1日から同年10月1日までの期間及び11年10月1日から13年7月31日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成20年8月12日の標準賞与額に係る記録を17万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月12日

私は、株式会社Aに勤務しているが、平成20年8月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する平成20年夏季賞与に係る資料により、申立人は、同年8月12日において、17万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主が当該賞与に係る届出を行っている上、事業主が当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 20 日まで

A株式会社を退職してから5年後に脱退手当金が支給された記録となっているとのことであるが、私は受け取った覚えは無い。

また、退職後に結婚し、生活には困っていなかったため、脱退手当金を受給するはずがない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 45 年 7 月 20 日）から5年後の昭和 50 年 7 月 16 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 46 年 3 月 *日に婚姻・改姓し、その後の脱退手当金の支給決定までに4年以上が経過しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、オンライン記録も旧姓で支給された記録となっていることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 15 日から 35 年 4 月 11 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで

A株式会社（申立期間①）及びB株式会社（申立期間②）に勤務していた期間について脱退手当金が支給された記録となっているとのことであるが、私は受け取った覚えは無い。

昭和 40 年 6 月末に婚姻のためB株式会社を退職し、C市からD市に引っ越してすぐに就職したので、脱退手当金を請求するはずがない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、B株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 40 年 7 月 1 日）から約 1 年後の昭和 41 年 6 月 17 日に支給決定されたこととなっているとともに、同社において脱退手当金の受給要件を満たし、かつ、同社において被保険者資格を喪失後 3 か月以内に厚生年金保険被保険者資格を再取得していない女性従業員 26 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できたのは申立人を含めて 3 人であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 40 年 7 月 * 日に婚姻・改姓し、その後の脱退手当金の支給決定までに約 1 年が経過しているところ、支給決定時期からみて、仮に脱退手当金を請求した場合、婚姻後の姓で請求されたものと考えられるが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のま

まであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の主張どおり、申立人は、昭和 40 年 7 月 1 日に B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで E 株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきものとされている。しかし、支給決定日より前の E 株式会社に係る被保険者期間（昭和 40 年 7 月 1 日（取得）から同年 12 月 24 日（喪失）まで）、及び株式会社 F に係る被保険者期間（昭和 41 年 1 月 25 日（取得）から同年 2 月 21 日（喪失）まで）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が脱退手当金の請求手続においてこれら直近の期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、37万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 30 日

A事業所に勤務していた平成19年6月30日の標準賞与額について、ねんきん定期便に記載されていた金額は32万円となっていたが、保管していた賞与支給明細書によれば、この金額は差引支給額であることから、本来の総支給額38万1,588円に見合う標準賞与額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が保管するA事業所の賞与支給明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準賞与額（32万円）を超える賞与額（38万1,588円）の支払を受け、賞与額に基づく標準賞与額（38万1,000円）より低い標準賞与額（37万1,000円）に見合う厚生年金保険料（2万7,219円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人の

保管する賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、37 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って 32 万円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、社会保険事務所（当時）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届においても賞与額が 32 万円となっていることから、事業主が 32 万円を賞与額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の保管する賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成9年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年5月1日まで

私は、A法人が設置した事業所に平成3年4月から現在まで勤務しているが、年金事務所の記録によると9年4月が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間は、勤務先の経営がA法人からB法人に移管した時期で、平成9年4月の給与支給明細書においても厚生年金保険料が控除されており、A法人も事務手続に誤りがあったことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年4月の給与支給明細書及びA法人から提出された年間個人別台帳から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年4月の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日について、平成9年5月1日として届け出るべきところ、誤って同年4月1日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立

人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月30日に、資格喪失日に係る記録を41年2月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38年3月から39年2月までは2万2,000円、同年3月から40年9月までは2万8,000円、同年10月から41年1月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年2月まで

私は、実家のA事業所へ二度勤務したが、昭和38年3月から41年2月までの期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、当該事業所の厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として氏名を挙げた者及び申立人の親族の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた者については、ほぼ全ての者が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、そのうち申立人と業務内容や年齢が同じ同僚についても、当該事業所において申立期間当時、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚が当該事業所の従業員数は10名程度であったとしているところ、申立期間に係る被保険者数は11名から15名で推移していることから、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる。

加えて、申立人は、昭和38年3月から当該事業所に勤務した時には、後に妻となる同僚が後から入社してきたとしているところ、申立人の妻は、

同年3月に入社した時には、申立人が勤務していた証言としている上、妻の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年3月30日である。

また、申立人は、当該事業所が昭和41年2月頃から経営不振になったため、同年2月中頃に新しい仕事を探しに行くことにしたと述べているところ、申立人の妻も、「昭和41年2月頃から、会社が危ないということになり、その頃から従業員は散り散りバラバラになった。」としており、当該事業所の厚生年金保険被保険者の記録によれば、同年2月15日に2名、同年2月25日に3名の者が資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所に昭和38年3月30日から41年2月15日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚の記録から、昭和38年3月から39年2月までは2万2,000円、同年3月から40年9月までは2万8,000円、同年10月から41年1月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、これを確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年3月から41年1月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 4 月まで

私は、昭和 47 年 9 月から A 事業所を経営しており、61 年 5 月 23 日に同事業所において厚生年金保険の被保険者となるまでは国民年金に加入し、元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を全期間納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人とその元妻に係る国民年金保険料の納付年月日はほぼ一致していることから、二人の保険料は一緒に納付されていた状況がうかがえるところ、元妻についても申立期間の保険料は未納とされている。

また、申立人から提出された昭和 61 年分の確定申告書（控）には、社会保険料控除額（17 万 3,880 円）が記載されていることが確認できるが、当該控除額の内訳の欄（社会保険の種類及び支払保険料）が空欄となっている上、オンライン記録により、申立人は、申立期間以降に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、同申告書には申立人に係る厚生年金保険料と健康保険料（約 19 万円）及び申立期間の二人分の国民年金保険料（5 万 4,640 円）等が計上されることになるものと考えられるが、その合計額は当該控除額と相違している。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す資料として A 事業所の総勘定元帳（預り金）を提出しており、毎月厚生年金保険料等として記載してある金額（1 万 6,616 円）を夫婦二人分の 1 か月の国民年金保険料であるとしているが、当該元帳に記載されている厚生年金保険料等は当時の夫婦の国民

年金保険料（1万3,480円）と相違している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月

私は、昭和 57 年 4 月に A 事業所に就職（臨時採用）し、同年 5 月 1 日から本採用となり、共済組合に加入した。

その後、結婚のため平成 5 年 8 月に A 事業所を退職し、夫の扶養となったので、B 市 C 区役所でその手続を行った際、申立期間の未納分の国民年金保険料を納付するよう言われ、納付した記憶があるので、申立期間を保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年 9 月の結婚後、B 市 C 区役所で夫の扶養になる手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を納付するよう言われ、納付したとしている。

しかしながら、B 市の記録によれば、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の処理日はいずれも平成 6 年 2 月 25 日とされているとともに、オンライン記録においても、申立期間の国民年金被保険者資格の喪失記録（昭和 57 年 5 月 1 日）が、6 年 3 月 11 日に処理されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間当時居住していた D 市では国民年金の加入手続を行ったことは無いとしている上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの期間及び58年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から56年3月まで
② 昭和58年12月

申立期間①について、私が20歳になった時は学生であったが、父親が国民年金保険料の徴収に来ていた地区長に私の保険料を納付していたので、保険料納付済期間と認めてほしい。

申立期間②についても、国民年金保険料を納付していたので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年2月27日にA町（現在は、B市）で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の前後の手帳記号番号に係る被保険者資格取得日から、申立人は、同年1月頃に加入手続を行っていたものと推認できるが、申立人は、申立期間①当時、学生であったことから任意加入の期間となり、この時点では、申立期間①に遡及して加入することはできない上、申立期間①に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、父親が国民年金保険料を地区長に納付していたと主張しているところ、保険料を収納していたとする当該地区長は既に亡くなっているため、事情を聴取することができず、申立てを確認することができない。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①について国民年金の加入記録が確認できない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立期間②の国民年金

被保険者資格の取得については、平成3年4月3日に資格記録の追加処理が行われたことが確認でき、その時点で、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、平成3年2月16日にC市（現在は、D市）において国民年金被保険者資格を取得しているが、同市の国民年金被保険者名簿においても申立期間②は未納の記録とされている。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月から53年3月まで
申立期間当時、私は大学生であったが、母から国民年金保険料を納付しておくと言われていた。かなり昔のことであるが、母の言葉はしっかり記憶しているので、再度、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和62年4月1日とされているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後における国民年金被保険者の資格取得に係る処理日から同年6月頃に払い出されていることが推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、実家があったA市（現在は、B市）及び下宿先があったC市において、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である上、申立人の母が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 5 月まで

私は、昭和 54 年 3 月に大学を卒業したが、同年 1 月から有限会社 A に入出入りをしており、同年 4 月に社員になった。母は社会保険に加入しなければ、国民年金に加入し保険料を納付することは分かっており、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、同社が社会保険の適用事業所となる前の月に当たる 55 年 5 月までの期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 12 月 1 日に B 市で払い出され、申立人の手帳記号番号の前後の 20 歳到達者及び任意加入被保険者が、同年 8 月から同年 10 月までの間に被保険者資格を取得していることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される。

しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間について、当時学生のため任意加入の時期であり、国民年金の加入手続を行ったとみられる時点では、上記期間に遡及して国民年金に加入することができない。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 5 月までの期間について、国民年金の加入手続を行ったとみられる時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、既に亡くなって

いることから、申立期間当時の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1474（事案 864 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月

前回の申立てにおいて、納付していたと認められなかった昭和 46 年 7 月から 54 年 9 月までの期間のうち、同年 9 月について、年金手帳に「国民年金支払い開始 S 54. 9 月～」と覚書が記載されていることから、間違いなく納付したはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 46 年 7 月から 54 年 9 月までに係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は 57 年 2 月 6 日であることが確認でき、この時点では申立期間は時効により納付できない期間である上、特例納付の実施期間でもなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の同名簿は同年 1 月 12 日に作成されているが、その時点において遡って納付できる 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、同年 12 月から 58 年 2 月までの間に数回に分割して納付されていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、所持する年金手帳に「国民年金支払い開始 S 54. 9 月～」と妻が記載した覚書があるとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、当初の申立ての際にも、当該覚書の記載を知っていたとしているところ、当該覚書の記載を知りつつ当初の申立期間を昭和 46 年 7 月からとした理由について申立人に聴取したものの、合理的

な説明が得られない上、当該覚書の記載をもって申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料は、納期限（申立期間の納期限は、昭和 54 年 10 月 31 日）から 2 年を経過したときは、時効により納付することができないとされているところ、申立人が加入手続を行ったと思われる時期は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、昭和 56 年 11 月 30 日から同年 12 月 3 日までの期間頃であることがうかがえ、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金への加入手続をし、国民年金保険料は数回に分けて納付したとしているところ、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において確認できる国民年金保険料の納付年月日を見ると、申立期間直後の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの保険料は 56 年 12 月 8 日に、55 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 57 年 3 月 13 日に、55 年 7 月から同年 12 月までの保険料は 57 年 6 月 21 日に、56 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 58 年 2 月 9 日に、56 年 4 月から同年 12 月までの保険料は 57 年 2 月 24 日に、57 年 1 月から同年 3 月までの保険料は同年 3 月 15 日に納付していることが確認できることから、申立人の妻が数回に分けて納付したとする主張は、これら 30 か月分の保険料を 6 回に分けて納付したことを指すものと考えられる。

一方、申立人は、年金手帳に記載されている管轄社会保険事務所（当時）の表記について、申立人の年金手帳には「B」と記載されており、申立人の住所地とは相違し、行政の事務処理の誤りがあると主張している。

しかしながら、年金手帳に記載する管轄社会保険事務所名は、国民年金については、国民年金被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所を、厚生年金保険については、事業所の所在地を管轄する社会保険事務所を表記することとされているところ、申立人の住所地を管轄するのは、現在は、C 年金事務所であるが、申立期間当時の A 市は、B 社会保険事務所が管轄していたことから、国民年金被保険者である申立人の年金手帳の管轄社会保険事務所が「B」とされていることに不自然さは無い。

また、申立人は、婚姻により厚生年金保険被保険者（妻）の配偶者となったことにより、強制加入者としての「被保険者でなくなった日」と任意加入者としての「被保険者となった日」が、昭和 55 年 11 月 2 日と記載されていることについて、戸籍謄本で確認できる婚姻届出日の同年 11 月 * 日と相違していると主張しているところ、本来、一致すべき年月日に相違が生じた理由は不明であるが、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情との関連性は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない

ことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
国民年金保険料については、母親が家族 3 人分（母親、姉、私）を納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が家族 3 人分を一緒に納付したとしているところ、その母親の当該期間の保険料も未納となっており、申立人の申立期間直後の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料は、63 年 1 月 25 日に過年度納付されていることが確認できるが、当該納付日において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられ、母親の記録も同様とされている。

また、A 市の国民年金被保険者記録票によると、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年8月まで

申立期間について、国民年金保険料の未納期間となっているが、学生であった当時、A市から何度か国民年金への加入及び保険料納入の督促があり、母が、父の取引金融機関の窓口で、父の口座から預金を引き出し、申立期間の保険料を含め、何年か分をまとめて納付したと記憶している。私の国民年金被保険者資格の取得日は平成4年*月*日となっており、同年9月から納付となっているのはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人に係る国民年金被保険者資格取得の処理は平成6年9月13日に行われていることが確認できることから、申立人は、資格取得の処理が行われた時期に国民年金被保険者資格取得届を行い、20歳到達日まで遡って、国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、納付した時期の記憶は定かでないものの、申立人の父の取引金融機関の窓口で、父の口座から預金を引き出し、約20万円を国民年金保険料の納付書に添えて納付した覚えがあるとしているところ、申立人の父の口座の取引明細により、平成6年10月24日に18万円が引き出されていることが確認でき、申立人の母の記憶とおおむね合致したものとなっている上、当時納付したとする金額は、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格の取得処理が行われた後、初めて収納記録（平成6年10月25日）が確認できる4年9月から6年3月までの19か月分の過年

度保険料の額（19 万 3,900 円）と近似したものであることが確認できる。

さらに、申立人の母が、平成4年9月から6年3月までの国民年金保険料を納付した同年10月の時点で、申立期間の保険料は時効により納付できないものとなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月

私は、平成5年12月末に会社を辞めたが、転職後にA市役所から納付書が送られてきたので、同市役所へ出向き、国民年金保険料を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年12月末に会社を辞め、転職後にA市役所から納付書が送られてきたと主張するが、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べている。

また、オンライン記録によれば、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成8年8月13日に追加されたものであり、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人に対して、申立期間の保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月1日から62年3月23日まで

私は、申立期間にA株式会社に勤務していたが、給与はB株式会社から支給されていた。申立期間について、A株式会社又はB株式会社の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に申立期間当時の給与を支給していたとするB株式会社の回答及び元同僚の証言から、期間を特定することはできないが、申立人は、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成元年9月1日であり、申立期間に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

一方、申立人は、B株式会社において、申立期間後の昭和62年3月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同社では、63年以前の資料は廃棄しており、子会社であったA株式会社に係る一切の書類も残っていないと回答しているとともに、A株式会社は、平成8年11月30日に解散していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B株式会社において、申立期間に厚生年金保険に加入している複数の元同僚に照会したが、申立人が厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人が申立期間に雇用保険に加入していた記録は見当たらない上、B株式会社における雇用保険の資格取得日は昭和62年3月23日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致してい

る。

このほか、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、昭和 61 年 4 月分から 62 年 2 月分までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 16 日から 18 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間にA株式会社で勤務していたが、標準報酬月額が実際の給与よりも低く届出されている。実際の給与は 27 万円から 37 万円だったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と実際の給与額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された「平成 13 年 9 月分」との記載がある給与支給明細書 3 枚（申立人によれば、平成 13 年 9 月分から同年 11 月分までの給与支給明細書）及び平成 15 年 11 月分の給与支給明細書によれば、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていたことは確認できるものの、当該給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、申立人から提出された 11 年分及び 14 年分の給与所得の源泉徴収票で確認できる社会保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいて試算した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計とおおむね一致している。

また、申立期間にA株式会社において厚生年金保険に加入していた複数の元同僚に照会したところ、2名が給与支給明細書を所持していたが、申立人と同様に、給与の額はオンライン記録上の標準報酬月額を超えているが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、当該事業所は、社会保険事務所（当時）に従業員の報酬月額を低く届出し、その届出に基づいた厚生年金保険料を給与から控除していたことがうかがわれる。

さらに、A株式会社に照会したが回答は得られず、申立人の申立期間における報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができなかった。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 31 日から同年 11 月 30 日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成 3 年 10 月 31 日となっているが、もう少し長く勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成 3 年 11 月 11 日)より後に遡及して行われていることが確認できる。

しかし、株式会社Aは、平成 14 年 12 月に解散しており、当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の被保険者期間等についての証言を得ることができなかった。

また、元同僚等に対して照会を行ったが、複数の者が、「自分たちは、平成 3 年 11 月 29 日まで勤務したが、申立人についてはそれより少し早く辞めたと思う。」と証言しているほか、当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらないなど、申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 20 日から 45 年 6 月 21 日まで
私は、昭和 42 年 4 月から 45 年 6 月まで A 株式会社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、当該事業所において昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43 年 4 月 20 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が、申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、複数の元同僚が、申立人と同様に昭和 43 年 4 月 20 日に被保険者資格を喪失しており、当該同僚の中には、「勤務の途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。」と述べている者が複数みられる。

また、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間が申立人と同じで、被保険者資格喪失後も継続して勤務していたとする元同僚の中には、「入社 2 年目（昭和 43 年）から給与体系が変わり、毎月の給料が一定でなくなったため、厚生年金保険に加入しなくなったと思う。」と述べている者もみられる。

さらに、A 株式会社は平成 18 年 10 月に解散しており、解散当時の元事業主及び元事務担当者は、「会社も無く、申立期間当時の事業主も亡くなっているため詳細は不明であるが、理由も無く厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたとは考えられない。」と述べており、申立人の厚生年金保

険の加入状況が記録と異なることをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、A株式会社の解散当時の元事業主から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和43年4月20日に被保険者資格を喪失したとされており、この記録は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 23 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 20 年 3 月から 22 年 9 月までの期間、株式会社 A に勤務した。しかし、厚生年金保険の加入は 22 年 3 月 1 日からとなっていたため、年金事務所に被保険者資格確認請求を行ったところ、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、20 年 3 月 23 日であることが認められたが、申立期間は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、厚生年金保険の給付対象期間にならないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社 A における厚生年金保険被保険者資格取得日は、当初、平成 22 年 3 月 1 日と記録されていたものが、申立人からの被保険者資格確認請求によって、23 年 2 月 4 日付けで 20 年 3 月 23 日に訂正されているものの、申立期間は、保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされているところ、申立人は、申立期間を厚生年金保険の給付対象期間としてほしいと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実がある場合等とされているところ、平成 20 年 3 月から 22 年 2 月までの期間については、申立人が厚生年金保険に加入していないものとして処理されていたため、当該事業所の事業主は、厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、当該事業所が社会保険の事務を委託して

いた社会保険労務士から提出された賃金台帳によると、申立期間に係る給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、及び別途申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる事情も見当たらないことから、特例法に定める記録訂正の要件に該当せず、同法によるあっせんの対象とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月頃から 50 年 12 月頃まで

私は、昭和 45 年 5 月頃から 50 年 12 月頃までの期間、有限会社 A に勤務したが厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする有限会社 A は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、オンライン記録において申立人が記憶している事業主及び同僚を特定することができない上、申立人の雇用保険の加入記録も見当たらないことから、当該事業所における勤務状況等を確認することができない。

さらに、申立人の当時の夫が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間当時、被扶養配偶者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 18 日まで
② 昭和 41 年 1 月 15 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 31 日までの期間、A 株式会社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入が 40 年 1 月 18 日から 41 年 1 月 15 日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社において、申立人と同様に昭和 40 年 1 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、申立人は、昭和 38 年 10 月頃に株式会社 B を退職し、39 年 4 月から A 株式会社に勤務したとしているところ、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、同社における被保険者資格の喪失日は同年 5 月 21 日であることが確認できる上、申立人は、同社を退職後、1 か月の待機期間を経て、失業保険金を 7 か月から 8 か月間受給したとしている。

また、申立人は、先に入社した同僚を記憶しているところ、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 39 年 9 月 1 日であることが確認できること、申立人と職務内容が同じであった複数の同僚は、勤務していたとする期間と記録上の被保険者期間がほぼ一致していると回答していることなどを併せて考えると、申立人が 40 年 1 月 18 日以前から、当該事業所に勤務していたと合理的に判断する根拠が乏しいものと考えられる。

さらに、A株式会社及び当該事業所の一部の部門の売却先であるC株式会社は、申立期間当時の社会保険関係資料は保存していないとしていることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

加えて、A株式会社において、申立人と同様に昭和40年1月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者7人、及び申立人が記憶している同僚のうち、所在が判明した3人に照会したものの、申立人の勤務期間を特定できる証言及び申立人が申立期間①及び②に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑥ 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑦ 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑧ 昭和 46 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑨ 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑩ 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑪ 昭和 49 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑫ 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで
⑬ 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで
⑭ 昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
⑮ 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
⑯ 昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで
⑰ 昭和 61 年 7 月 11 日から 63 年 7 月 11 日まで

申立期間①及び②は、A事業所B営業所に所長代理として勤務、申立期間③は同社C営業所長として勤務、申立期間④から⑯までは組織改革により本社所属となった時期で、いずれの期間も年金記録上の標準報酬月額が当時支払われた給与月額と相違している。

また、申立期間⑰は、D株式会社に勤務した期間で、当時の標準報酬月額は 15 万円と記憶している。

これらの申立期間の標準報酬月額について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、支払を受けた報酬の月額と年金記録上の標準報酬月額との差について主張しているが、厚生年金保険法では、標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき等級区分に応じて定めることとされており、等級区分には上限が設けられていることから、実際の報酬月額が最高等級に係る標準報酬月額に見合う報酬月額を上回る場合には、支給された報酬の月額と年金記録上の標準報酬月額には隔たりが生じ得ることとなる。

申立期間①について、申立人は、当該期間を通じて給与は2万4,000円ぐらいであったとしているが、オンライン記録上の申立人の昭和35年3月及び同年4月の標準報酬月額1万8,000円は、当時の標準報酬月額等級において最高等級の金額であることが確認できる。

また、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間当時の給与は右肩上がりで下がることは無かったとしているところ、A事業所B営業所において厚生年金保険被保険者の記録がある者454人のうち、当該期間に被保険者資格を取得している男性の被保険者は12人確認でき、その標準報酬月額の推移を確認した結果、加入期間が1年以上継続している者3人のうち2人について、標準報酬月額が下がっている時期が認められ、その時期は、昭和34年10月1日の定時決定時（1人）と35年8月1日の随時改定時（1人）で、いずれも申立人の標準報酬月額が下がった時期と一致している。

さらに、A事業所B営業所における申立人の標準報酬月額の変更時期と金額について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録とを照合したところ、記載内容は一致している。

加えて、申立期間①及び②当時、A事業所B営業所において厚生年金保険被保険者の記録がある男性の被保険者12人のうち、連絡先の判明した者3人に照会したところ、全員から回答があったが、標準報酬月額について回答のあった2人は、当時の給与と比べて正しいかどうかは分からないと回答し、ほかの1人は無回答であることから、申立てを確認できる証言は得られなかった。

- 2 申立期間③について、オンライン記録上の申立人の昭和38年7月から40年4月までの標準報酬月額3万6,000円は、当時の標準報酬月額等級において最高等級の金額であることが確認できる。

また、A事業所C営業所において厚生年金保険被保険者の記録がある者257人のうち、申立人の資格喪失日までに被保険者資格を取得している男性の被保険者は7人確認でき、連絡先の判明した者2人に照会した

ところ、いずれも標準報酬月額についてはおおむね正しい額であると回答している。

- 3 申立期間④から⑯までについて、オンライン記録上の申立人の申立期間⑥（昭和44年7月から同年10月まで）の標準報酬月額6万円、申立期間⑩の一部（昭和48年8月から同年10月まで）の標準報酬月額13万4,000円、申立期間⑫（昭和50年7月から51年7月まで）の標準報酬月額20万円、申立期間⑭（昭和54年7月から55年9月まで）の標準報酬月額32万円、及び申立期間⑯（昭和58年7月から59年6月まで）の標準報酬月額41万円は、いずれも当時の標準報酬月額等級において最高等級の金額であることが確認できる。

また、A事業所本社において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者のうち、申立人と同年代で、申立期間④から⑯までの間に被保険者資格を有している男性のうち、当時の給与明細書の提供があった者1人について、当該明細書（昭和41年4月、42年10月、同年11月、51年5月及び60年6月の5か月分）とオンライン記録の標準報酬月額とを照合したところ、全ての給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人がA事業所本社に勤務した期間に係る標準報酬月額の変更時期と金額について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録とを照合したところ、記載内容は一致している。

加えて、A事業所本社において厚生年金保険被保険者の記録がある者のうち、申立人と同年代で申立期間④から⑯までの間に被保険者資格を有している男性を抽出したところ、35人確認でき、そのうち、連絡先の判明した者6人に照会した結果、4人から回答があり、給与明細書を所持しているとする2人は、標準報酬月額についておおむね正しいと回答している。

また、A事業所は清算されているため、当時の厚生年金保険料の控除の実態は把握できず、同社の業務を承継したE株式会社ではA事業所の従業員は承継しておらず、同社社員の関連資料等はないと回答している。

さらに、E株式会社の健康保険組合ではA事業所の健康保険組合の業務は引き継いでいないと回答している。

- 4 申立期間⑰について、D株式会社の業務を承継したF株式会社に申立期間⑰当時の資料は保存されておらず、D株式会社の健康保険組合の業務を引き継いだF株式会社の健康保険組合に照会したが、申立人に係る当時の資料は保存されていないと回答している。

また、申立人がD株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得する1年前から資格喪失日までの間に被保険者資格を取得している者

946 人のうち、申立人と年齢の近い者は 10 人確認でき、連絡先が判明している 3 人に照会したところ、1 人から回答があり、当時の標準報酬月額はおおむね正しい額であるとしている。

さらに、申立人の D 株式会社に係る標準報酬月額の変更時期と金額について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録とを照会したところ、記載内容は一致している。

加えて、オンライン記録を確認したところ、申立人の D 株式会社における申立期間⑩について標準報酬月額が遡及して訂正された記録は認められない。

このほか、全ての申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、申立期間②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月1日から同年8月28日まで
② 昭和28年9月1日から同年12月20日まで

申立期間①は、A市B地区付近に所在したC事業所に勤務した期間で、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

申立期間②は、D市のE氏が所有する「船舶F」で漁に従事した期間で、給与から船員保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立てに係るC事業所に関して、合資会社Gの元事業主は、通称で「C事業所」と呼称されていたとしているところ、オンライン記録によると、合資会社Gは、昭和29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業法人登記簿によると、合資会社Gは、平成18年3月8日に清算終了しており、元事業主は、申立期間①当時の事業主は既に亡くなっており、関係資料は無いとしていることから、申立人の雇用期間、厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

さらに、合資会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が適用事業所となった昭和29年10月1日に被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた1人からは回答が得られず、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立てに係る「船舶F」の船舶所有者E氏は、所在が確認できないことから、申立人の雇入期間、船員保険料の控除等を確認することができない。

また、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者資格を取得している者のうち、船舶Fに乗船したと回答のあった1人は申立人を知らないとしており、申立人が船員保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、申立期間②当時の船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、「被保険者証記号番号」は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 6 日から 32 年 3 月 4 日まで

申立期間について、船舶所有者A氏所有の「船舶B」に、通信長のC氏が乗船しない期間、私が通信士として乗船したが、船員保険被保険者期間として確認できないと年金事務所から回答があった。

船員手帳に記載されているとおり乗船しており、通信士は必ず船に常置しておかなければならない職種なので、通信長の代わりに乗船した申立期間を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立てに係る船舶に通信士として乗っていたことが推認できる。

しかし、船舶所有者A氏は、既に亡くなっており、その家族も当時の資料等は保管していないことから、申立人の船員保険料の控除等について確認することができない。

また、船員手帳に記載されている船長は、オンライン記録において特定することができず、所在が確認できないことから、申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、船舶所有者A氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を取得している者のうち、「船舶B」に乗船したと回答のあった4人は、いずれも申立人を知らないとしており、申立人が船員保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立期間当時において、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっておらず、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は必ずしも

一致するものではなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
結婚を契機に退職したが、脱退手当金については、制度を知らなかった
ので請求手続を行った記憶は無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（現在は、B株式会社）に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求があったことを示す「脱40. 10. 1」の記載があるとともに、資格喪失日から約4か月後の昭和40年11月2日に脱退手当金が支給決定され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後100人の被保険者原票の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間に資格喪失し、申立人以外に脱退手当金の受給要件を満たす女性59人について調査したところ、31人に脱退手当金の支給記録があり、このうち27人について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録のある同僚4人に照会した結果、3人が「退職時に会社から脱退手当金について説明があった。」とし、うち2人が「会社が脱退手当金の請求を行った。」と回答していることから、事業主による代理請求がなされていたことが推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年春頃から 55 年 3 月頃まで

申立期間について、A株式会社が経営する、350 名ぐらいの女性従業員がいた店舗で働いており、当時給料は 40 万円ぐらいだった。

また、申立期間について、株式会社Bでは車で各地に出向き訪問販売をしていた。

どちらの事業所でも毎月給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社について、申立人は、同僚の氏名を覚えていないとしているため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時厚生年金保険の被保険者となっている女性 19 名に照会したものの、申立人を知っていると回答した者はいなかった上、申立人と同じ職種で働いたとする者もおらず、申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

また、A株式会社は、店舗は既に閉店したため、資料等は残っていないとしており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

株式会社B（現在は、株式会社C）について、同社は、申立期間当時E支店を設置していたとしているものの、当時の資料は残っていないとしており、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、当該事業所は、「当時、訪問販売の販売員は出入りが激しく大勢いたので、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立人が同僚として挙げた者は、当該事業所に係る記録に見当

たらない上、当該事業所の事業所別被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険の被保険者となっている 13 名に照会したところ、1 名から申立人を知っていると回答があったが、その者は申立人が当該事業所に長く勤務した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間について、雇用保険の加入記録が確認できない上、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 11 月 3 日まで
厚生年金保険加入記録について照会したところ、A事業所（現在は、B事業所）に勤務した時の加入記録が無かった。
勤務した時の辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行した辞令書及び雇用期間満了通知書により、申立人は、昭和 35 年 5 月 1 日から同年 11 月 3 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所を管轄するC事業所は、申立人に係る厚生年金保険の適用については、国の通達に基づき取り扱われていたと考えられると回答しているところ、当該通達によると、臨時職員については、雇用区分、職種及び就業場所に応じて、「強制適用の取扱に属する者」と「任意包括適用の取扱に属する者」とに区別されており、適用事業所の適用単位については、両者の別にそれぞれ一事業所として取り扱っているとされている。したがって、申立人が勤務したA事業所についても、強制適用として取り扱われる適用事業所と、任意包括適用として取り扱われる適用事業所が存在し得たこととなるところ、オンライン記録によると、申立期間当時、「A事業所（事業所記号番号D）」と「A事業所（事業所記号番号E）」の二つの適用事業所があったことが確認できる。

「A事業所（事業所記号番号D）」には、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が確認できるところ、当該事業所の被保険者名簿の事業所名称欄には、「A事業所（事務）」と記載されており、事務関係職員等

の「強制適用の取扱に属する者」を対象としたことがうかがえる。

一方、「A事業所（事業所記号番号E）」には、健康保険のみ被保険者資格を取得している者が確認できるものの、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

健康保険法及び厚生年金保険法では、強制適用とならない事業所が任意包括適用の認可を受けようとする場合には、事業所に使用される者の二分の一以上の同意を得る必要がある旨が規定されているところ、C事業所は、「A事業所を所管していたF事業所の記念誌に、昭和30年代の任意包括適用について、『厚生年金保険の加入希望者はほとんどゼロだった。』と記載されている。」としていることから、申立期間当時のA事業所では、上記通達の「任意包括適用の取扱に属する者」に該当する者について、健康保険に関しては、作業員の二分の一以上の同意が得られて適用事業所となったものの、厚生年金保険に関しては、作業員の二分の一以上の同意が得られず、適用事業所とはならなかったため、「A事業所（事業所記号番号E）」は、健康保険のみの任意包括適用を受けていたものと考えられる。

したがって、申立人から提出された辞令書に記載された雇用区分、職種及び就業場所から判断すると、申立人は、「任意包括適用の取扱に属する者」に該当していたものと考えられることから、「A事業所（事業所記号番号E）」において健康保険については被保険者資格を取得していた可能性はあるが、厚生年金保険については被保険者とはならなかったものと考えられる。

また、申立人が同時期にA事業所で勤務したとして氏名を挙げている同僚についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた記録を確認できない。

さらに、C事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 29 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた昭和 48 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 29 日までの標準報酬月額が実際の給与額より著しく低い額になっていた。国の記録は、当時の給与と比較して6等級から7等級の違いがあり、給与の実態から大きくかけ離れたものとなっているので、標準報酬月額を正しく訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が給与の実態と大きく乖離^{かいり}していると申し立てているところ、申立人は、当該事業所から支給されたものとして、昭和 51 年 8 月、同年 10 月から同年 12 月までの計 4 か月分の給与明細書、1 回分の賞与明細書及び昭和 52 年度給与支払報告書を提出している。

そこで、申立人の提出した 4 か月分の給与明細書を確認したところ、給与の総支給額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるが、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っている。

また、申立人から提出された上記 4 か月分の給与明細書及び昭和 52 年度給与支払報告書から、賞与の支給を考慮して、昭和 51 年における給与明細書が無い 8 か月の給与支給額を推定^{かいてり}したところ、オンライン記録の標準報酬月額の 16 万円と比較して大幅に乖離^{かいり}しているとは言えず、同年 10 月の定時決定が不合理なものとは認められない。

さらに、株式会社Aから提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険

者資格取得および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の標準報酬月額は、資格取得時は6万円、資格喪失時は16万円となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、株式会社Aは、申立期間当時の賃金台帳等の給与に関する資料を保管しておらず、申立期間のうち、昭和48年4月から50年12月までの期間については、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 8 月 31 日まで

私は、有限会社Aの代表取締役として、社会保険事務所（当時）への届出等についても自分で行っていた。

資料は処分してしまっているが、記憶している申立期間の標準報酬月額は、36 万円から 40 万円であり、現在記録されている標準報酬月額 15 万円で届出をした覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 12 年 4 月 1 日に 36 万円（第 22 等級）から 15 万円（第 9 等級）へ 13 等級分の減額改定が行われているとともに、当該減額改定に係る処理は、同改定から約 5 か月後の 12 年 9 月 1 日に行われていることが確認できるほか、申立人は、当該減額改定は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 13 年 8 月 31 日以降に遡って行われたものであると主張している。

しかし、i) 上記減額改定後の平成 12 年 10 月の定時決定についても 15 万円で決定されていること、ii) 当該減額改定の処理日の記録は、入力時に自動的に記録されるものであることから、誤って記録されたものとは考え難いことなどを考慮すると、当該減額改定が申立人の主張のとおり、適用事業所ではなくなった後になされたものとは認められない。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、厚生年金保険料を控除した事実があるにもかかわらず、年金記録に反映されていない等の場合の記録訂正の要否についても判断することとしているが、同法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立

人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、当該事業所の代表取締役であり、社会保険関係事務も自身が行っていたとしており、同法第1条第1項ただし書に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月30日から同年9月13日まで

私は、通信士として昭和27年3月15日から同年9月13日まで「船舶A」に乗船していたが、年金記録には同年5月30日に船員保険の被保険者資格を喪失したとされている。

船員手帳には昭和27年9月13日に雇止めとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載により、申立人が申立期間について船舶Aに乗船したことは推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳及び当該船舶の船員保険被保険者名簿は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人から聴取しても一緒に乗船していた同僚を特定することができないため、これら同僚から申立人の勤務実態等を確認できる証言を得ることができない。

加えて、当該船舶の船員保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であった13名のうち住所が判明したのは1名であるところ、その者は「申立人を知らない。」と述べており、申立人が申立期間に船員保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無い。

私は、昭和 37 年 9 月から 42 年 3 月まで A 事業所に臨時職員として勤務し、同年 4 月から 44 年 12 月までは B 事業所に団体職員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が昭和 42 年 4 月 1 日から勤務したとする B 事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、43 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、A 事業所において昭和 42 年 4 月 1 日に資格を喪失し、B 事業所において 43 年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している者（1 名）に、申立人の勤務実態等について照会したところ、その者は、「私は昭和 43 年 4 月 1 日から勤務した。申立人のことは知っている。」と回答しているものの、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 11 日まで

申立期間は、A合名会社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、国の記録では当該期間は脱退手当金を受給したことにより厚生年金保険の被保険者期間でなかったことになっている。

当該事業所の退職後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和44年2月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和44年1月8日に払い出されており、この時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この時点で国民年金保険料の徴収権の時効が経過し納付することができない40年12月から41年9月までの保険料も納付済みとなっていることから、45年7月以降に実施された特例納付により当該期間の保険料を納付したものと推認される。特例納付による保険料の納付済期間は、申立期間と重複しているが、特例納付が行われたのは脱退手当金の支給決定後であり、特例納付を行った時点で申立期間を厚生年金保険の被保険者期間ではないとの前提で特例納付をした可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 26 日から 46 年 10 月 1 日まで
日本年金機構から届いたはがきにより、申立期間は脱退手当金が支給された記録となっていたことを初めて知った。

しかし、私は、退職後に結婚し、転居したので、会社からの連絡も無く、脱退手当金を受け取ったとされる時期は出産前だったこともあり、脱退手当金の手続や受取に出掛けられる状態ではなかったので、脱退手当金を受け取っていないと認識している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 47. 7. 27」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和 46 年 11 月に結婚し、姓を変更しているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名も旧姓から新姓に氏名変更されており、当該払出簿の備考欄には、上記被保険者原票にある「脱」表示の日付と同じ「47. 7. 27」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金が同年 9 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。